



あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2022/6/6

NO.467 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

村上民商はLINEを開設
 しています。お気軽にお
 問い合わせください。



左記は、村上民商専用の
 LINEのQRコードで
 す。
 LINEアプリからこち
 らのQRコードを読み取
 ってもらい、「追加」をタ
 ップすると完了です。
 設定されていない方は、
 是非お試しください。
 カメラアプリから読み取
 れる場合もあります。

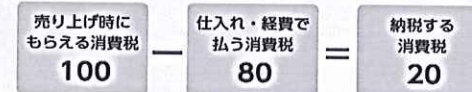
消費税インボイス制度は廃止させましょう！ 2023年10月からのインボイス制度実施に向けて、インボイス発行事業者の登録申請が始まっています。登録するだけで自動的に消費税の課税事業者になる仕組みです。

01》 インボイス制度とは

インボイス制度とは、インボイス(適格請求書等)と呼ばれる伝票を基に消費税の納税額を計算する仕組みのことです。インボイスは、税務署が発行する登録番号を記載した、取引ごとにやり取りする伝票(請求書・領収書、送り状など)のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載します。

仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと、売りに掛かる消費税から差し引くことができず、消費税の納税額が増えてしまいます。

インボイスを発行する
 課税業者との取引では…



インボイスを発行できない
 免税業者との取引では…



02》 免税事業者は廃業の危機に

年間売上高1000万円以下の免税事業者は、税務署からインボイスに記載すべき登録番号をもらえないため、インボイスを発行することができません。

そのため ▶取引先や元請け、業務委託元から取引を断られる ▶値引きや単価引き下げを求められる ▶課税事業者になるよう要求され、消費税の納税が必要になる一など、廃業の危機に追い込まれます。

飲食店、一人親方、フリーランスも
 免税ではられない？



インボイス制度、発行事業者の登録は課税
 業者の6%程度。実施中止は可能です！

過払い金の相談も受付しています

6月の無料法律相談

日時 6月13日(月)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 6月9日(木)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。